

低入札価格調査基準価格および最低制限価格の設定方法の改正について

平成20年7月28日
茨城県土木部監理課

本県では、公共工事におけるダンピング受注による工事品質の低下、下請業者へのしわ寄せ防止の徹底を図るため、低入札価格調査基準価格および最低制限価格の設定方法を改正し、平成20年8月1日以降に入札公告または指名通知を行う工事から適用することといたしました。

低入札価格調査基準価格の改正

1) 低入札価格調査制度の対象工事

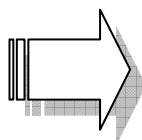
請負に付する額が1億円以上の工事および総合評価方式を適用する工事

2) 低入札価格調査基準価格の設定方法

予定価格の3分の2から10分の8.5までの範囲内で、次に掲げる額の合計に100分の105を乗じた額

【改正前】

- ① 直接工事費の額
+
- ② 共通仮設費の額
+
- ③ 現場管理費の20%



【改正後】

- ① 直接工事費の95%
+
- ② 共通仮設費の90%
+
- ③ 現場管理費の60%
+
- ④ 一般管理費の30%

最低制限価格の改正

1) 最低制限価格制度の対象工事

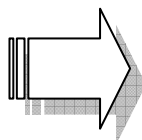
請負に付する額が1千万円以上1億円未満の工事

2) 最低制限基本価格の設定方法

予定価格の3分の2から10分の8.5までの範囲内で、次に掲げる額の合計に100分の105を乗じた額

【改正前】

- ① 直接工事費の額
+
- ② 共通仮設費の額
+
- ③ 現場管理費の20%



【改正後】

- ① 直接工事費の95%
+
- ② 共通仮設費の90%
+
- ③ 現場管理費の60%
+
- ④ 一般管理費の30%

3) 最低制限価格の算定

最低制限価格については、従来どおり最低制限基本価格にパソコンが無作為に抽出したランダム係数(0.9950~1.0050)を乗じて算出します。

留意事項

- 1) 上記いずれの場合も、建築工事(電気設備工事、機械設備工事、外構工事を含む)については、直接工事費の90%を直接工事費相当額とし、現場管理費に直接工事費の10%を加えた額を現場管理費相当額とみなすこととします。
- 2) 上記いずれの場合も、昇降機設備工事その他の製造部門を持つ専門工事業者を対象とする工事については、直接工事費の80%を直接工事費相当額とし、現場管理費に直接工事費の20%を加えた額を現場管理費相当額とみなすこととします。